

知立市条例第12号

知立市開発等事業に関する手続条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 開発等事業の手続（第6条－第22条）
- 第3章 開発等事業に関する基準（第23条－第26条）
- 第4章 開発等事業に係る紛争調整（第27条－第40条）
- 第5章 雑則（第41条－第50条）
- 第6章 罰則（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、開発等事業に関する手続その他必要な事項を定めることにより、安全で快適な住環境の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者、市内に所在する土地若しくは建築物の所有者若しくは占有者又は市内で事業を営む者をいう。
- (2) 事業者 開発等事業に係る工事請負契約の発注者若しくはその代理人又は請負契約によらないで自らその行為をする者をいう。
- (3) 開発等事業 次に掲げる事業をいう。

ア 開発行為を行う事業土地（自己の居住の用に供するものを除く。）の面積が500平方メートル以上のもの

イ 開発行為には該当せず、宅地開発又は建築を行う事業土地（自己の居住の用に供するもの並びに仮換地指定後の土地区画整理事業区域内及び土地区画整理事業施行済の地区で宅地分譲を目的とするものを除く。）の面積が1,0

00平方メートル以上のもの

ウ 中高層建築物（建築物の高さ15メートル以上のもの）の建築

エ 集合住宅（1棟の建築物内に構造上区分された複数戸が独立して住居用途に供することができるものその他規則で定める建築物をいう。）で計画戸数20戸以上の建築

(4) 住宅の建築 戸建て住宅及び長屋の建築をいう。

(5) 開発区域 開発等事業を行う土地の区域をいう。

(6) 宅地開発 建築を目的として、道路、擁壁等により土地の物理的状況の区分を変更する行為、複数の建築区画を分譲する行為又は切土、盛土等によって土地の物理的状況を変更する行為（ただし、通常一連の行為として建築行為と密接不可分の行為は除く。）をいう。

(7) 工事施行者 事業者から開発等事業に係る設計、施工、監理その他工事等を請け負った者又は当該請負工事等の下請負をする者をいう。

(8) 地区計画 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画をいう。

(9) 近隣住民 開発等事業区域の付近に土地を所有する者、建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者又は地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に基づいて認可された地縁による団体をいう。）の代表者で、規則に定める範囲の者をいう。

(10) 紛争 開発等事業に伴って生ずるおそれのある住環境に及ぼす影響に関する事業者と近隣住民との間の争いをいう。

（市民等の責務）

第3条 市民等は、開発等事業について紛争が生じたときは、互譲の精神をもって解決するように努めなければならない。

（事業者及び工事施行者の責務）

第4条 事業者及び工事施行者は、開発等事業に際し、災害及び公害の防止、市民等の生命財産の保護並びに文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する文化財及び自然環境の保全に配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

2 事業者及び工事施行者は、開発等事業について紛争が生じたときは、互譲の精神をもって解決するように努めなければならない。

3 事業者は、開発等事業の施行によって生じた被害は、すべて責を負わなければ

ならない。

(市の責務)

第5条 市は、開発等事業が行われる場合は、可能な範囲での市民等への情報提供及び市民等からの意見収集等に配慮しなければならない。

2 市は、開発等事業が行われる場合は、事業者に対して、適切な助言又は指導をしなければならない。

3 市は、開発等事業に係る紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正な調整に努めなければならない。

第2章 開発等事業の手続

(開発等事業の事前手続)

第6条 事業者は、開発等事業の施行に当たり許可、認可その他法令に基づく行為(以下「許可等」という。)を要することとされているときは、当該許可等を申請する前に、次条から第14条までに規定する手続を経なければならない。

2 事業者は、規則で定める事項について事前に調査を行い、市及び関係機関と協議し、その経過等を市長に報告しなければならない。

3 第1項に規定する手続及び前項に規定する調査は、同一の者(親族又は系列法人を含む。)が規則で定める期間以内に隣接して引き続き事業を施行し、その合計が第2条第2項第3号の規模に達する場合においても適用する。

(開発等事業計画書の提出)

第7条 事業者は、開発等事業を施行しようとするときは、開発等事業計画書(以下「事業計画書」という。)を市長に提出し、協議しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項、添付すべき図書その他必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の規定により事業者から事業計画書が提出されたときは、規則で定めるところにより公開するものとする。

(表示板設置)

第8条 事業者は、前条に規定する事業計画書を提出する前日までに、開発区域内の見えやすい場所に、規則で定めるところにより表示板を設置しなければならない。

2 前項の表示板は、事業計画書を提出した日の翌日から起算して45日以上設置しなければならない。

3 事業者は、前2項の規定により表示板を設置したときは、事業計画書の提出と

同時に規則で定めるところにより市長へ表示板設置報告書を提出しなければならない。

(近隣住民等への周知)

第9条 事業者は、事業計画書を提出した後、速やかに近隣住民及び開発区域が属する地にある地縁による団体(法人格を取得していないものを含む。)の代表者(以下「町内会の代表者」という。)に対し、開発等事業の計画の内容を書面及び図面を用いて具体的かつ平易に説明し、周知を図らなければならない。

2 前項の規定により行った説明及び調整内容を、事業計画書を提出した日の翌日から起算して14日以内に説明調整報告書により市長に報告しなければならない。

3 前項の説明調整報告書に記載すべき事項、添付すべき図書その他必要な事項は、規則で定める。

4 近隣住民及び町内会の代表者は、事業者が第1項の規定による説明を行わなかったとき又は説明が十分でないと判断したときは、市長に対し、事業者が説明会を開催するよう請求することができる。この場合において、請求は、事業計画書を提出した日の翌日から起算して28日以内に行うものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、説明会を開催するよう請求することができる。

6 事業者は、前5項の規定による説明に当たっては、誠意を持って具体的かつ平易に説明し、理解が得られるよう努めなければならない。この場合において、近隣住民及び町内会の代表者は、誠実な態度でこの説明を受けるよう努めなければならない。

7 事業者は、説明会を開催した場合は、その記録等(以下「説明会報告書」という。)を開催日の翌日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。

8 市長は、前項の規定により事業者から説明会報告書が提出されたときは、規則で定めるところにより公開するものとする。

(意見書の提出)

第10条 近隣住民は、開発等事業の計画について、事業者に対し、規則で定めるところにより、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を市長に提出することができる。

2 意見書は、前条第4項から第6項までに規定する説明会終了の日(同条第1項及び第2項に規定する個別に説明を受けた場合にあっては、当該説明を受けた日)から起算して14日以内に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、規則で定めるところにより事業者に送付するものとする。

4 事業者は、前項の規定により意見書の送付を受けたときは、当該意見に対する回答を記載した書面（以下「事業回答書」という。）を、意見書の送付を受けた日の翌日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。ただし、期限内に提出できないときは、その理由及び提出できる期日を市長に申し出て、市長が認めたときは、申出の期日までとすることができる。

5 市長は、前項の規定により事業回答書が提出されたときは、規則で定めるところにより公開するとともに、事業者と必要な協議調整を行い、その結果の概要を記載した書面の写しを当該意見書の提出者に送付するものとする。

（安全対策計画書）

第11条 事業者及び工事施行者は、開発等事業を行おうとするときは、工事中の騒音、振動等による被害の防止、事業施行により影響を受ける区域の工事用通過車両の安全対策その他住環境を害さないための必要な措置（以下「安全対策」という。）について定めた安全対策計画書を市長に提出するものとする。

2 前項の安全対策計画書に記載すべき事項、添付すべき図書その他必要な事項は、規則で定める。

3 安全対策計画書は、事業計画書の提出日の翌日から起算して14日以内に提出するものとする。

4 市長は、第1項の規定により事業者から安全対策計画書が提出されたときは、規則で定めるところにより公開するものとする。

（安全対策に対する要望）

第12条 開発等事業において、当該事業の安全対策に関して要望を有する近隣住民は、第9条第4項から第6項までに規定する説明会終了の日（同条第1項及び第2項に規定する個別に説明を受けた場合にあっては、当該説明を受けた日）又は前条第4項に規定する安全対策計画書が公開された日の翌日から起算して14日以内に、その要望を記載した書面（以下「計画要望書」という。）を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の計画要望書が提出されたときは、規則で定めるところにより速やかに事業者に送付するものとする。

3 事業者は、前項の規定により計画要望書の送付を受けたときは、当該要望に対する回答を記載した書面（以下「計画回答書」という。）を、計画要望書の送付を

受けた日の翌日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。ただし、期限内に提出できないときは、その理由及び提出できる期日を市長に申し出て、市長が認めたときは、申出の期日までとすることができる。

4 市長は、前項の規定により計画回答書が提出されたときは、規則で定めるところにより公開するとともに、事業者と必要な協議調整を行いその結果の概要を記載した書面の写しを当該計画要望書の提出者に送付するものとする。

(開発等事業計画協議書)

第13条 事業者は、第7条から前条までの手続を経たのち、規則で定めるところにより当該開発等事業に係る開発等事業計画協議書(以下「協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業者から協議書が提出されたときは、規則で定めるところにより公開するものとする。

(開発等事業協定)

第14条 市長は、前条に規定する協議書が適当であると認める場合は、当該協議書に基づき、規則で定めるところにより、当該事業者と書面により当該事業についての開発等事業協定(以下「事業協定」という。)を締結するものとする。ただし、当該事業に関して、第4章に定める紛争調整に係る手続を行っている場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により締結した事業協定を証する書面(以下「事業協定書」という。)を規則で定めるところにより公開するものとする。

3 事業協定書は第1項の規定による締結の日から1年以内に事業に着手しない場合は、その効力を失う。

(協議調整等の手続の停止)

第15条 市長は、事業者の行った第8条から第12条までに規定する手続に係る措置又は対応が適正なものと認め難いと判断したときは、同各条に規定する協議調整その他の手続を停止し、必要な是正措置を求めることができる。

(事業着手)

第16条 事業者及び工事施行者は、事業協定の締結後でなければ開発等事業に着手してはならない。

2 事業者は、開発等事業の施行によって災害が発生すると予測される場合は、その未然防止対策を講じた後で当該事業に着手しなければならない。

3 事業者は、開発等事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより

着手届を市長に提出するものとする。

(工事に対する要望)

第17条 近隣住民は、工事の着手後、開発等事業に係る工事の施行方法に関して要望を有するときは、第20条の完了届が提出される日までに、その要望を記載した書面（以下「工事要望書」という。）を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定により工事要望書が提出されたときは、規則で定めるところにより速やかに事業者に送付するものとする。

3 事業者は、前項の規定により工事要望書の送付を受けたときは、当該要望に対する回答を記載した書面（以下「工事回答書」という。）を、工事要望書の送付を受けた日の翌日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。ただし、期限内に提出できないときは、その理由及び提出できる期日を市長に申し出て、市長が認めたときは、申出の期日までとすることができる。

4 市長は、前項の規定により事業者から工事回答書が提出されたときは、規則で定めるところにより公開するとともに、事業者と必要な協議調整を行い、その結果の概要を記載した書面の写しを当該工事要望書の提出者に送付するものとする。

(開発等事業の変更)

第18条 開発等事業に係る事業者は、事業協定の締結後、当該事業が完了するまでの間に、開発等事業の計画を変更するときは、規則で定めるところにより、変更に係る開発等事業変更計画書（以下「変更計画書」という。）を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 事業者は、変更計画書を提出しようとするときは、当該変更部分に係る工事を停止しなければならない。

3 第1項の規定に係る手続については、事業協定の締結の例により、規則で定めるところによる。ただし、市長が、変更計画書の内容により判断し、特段の変更手続を要しないと認める場合は、これを省略することができる。

(開発等事業の廃止)

第19条 開発等事業に係る事業者は、事業協定の締結後において当該事業を廃止又は休止する場合は、速やかに開発等事業（廃止・休止）届を市長に提出するとともに、近隣住民に周知しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、災害又は事故の発生の防止その他必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるよう命ずることができる。

(完了届)

第20条 事業者は、開発等事業が完了したときは、速やかに開発等事業完了届を市長に提出するものとする。

(完了検査)

第21条 市長は、前条の規定により開発等事業完了届が提出されたときは、当該事業が事業協定書の内容に適合しているかどうかについて、当該届出があった日の翌日から起算して14日以内に完了検査をしなければならない。

2 市長は、前項の完了検査の結果、当該事業が事業協定書の内容に適合していると認めるときは、当該完了検査をした日（適合していないと認めるときは、その是正措置がなされたことを確認した日）の翌日から起算して10日以内に、開発等事業に関する工事の検査済証を交付するものとする。

(協議の期間)

第22条 この章における市長との協議に要する標準の期間は、開発等事業の規模に応じ、規則で定める。

第3章 開発等事業に関する基準

(開発等事業に関する基準)

第23条 開発等事業に関する基準については、この章に規定するものを除き、規則で定めるところによる

2 前項の規定にかかわらず、地区計画、建築協定等に定めがあるときは、これを適用する。

3 第11条第1項に規定する開発等事業に係る安全対策の基準については、規則で定めるところによる。

(開発行為に係る制限の強化)

第24条 都市計画法第29条の規定による許可を必要とする開発行為について、同法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 開発区域に設置すべき公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の規模は、次のとおりとする。

ア 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為の場合、設置すべき公園等の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は5パーセントとし、かつ、設置すべき公園等の1箇所あたりの面積の最低限度を150平方メートルとする。ただし、開発区域が土地区画整理施行

地区内にある場合又は住宅の建築を目的とする開発行為以外のものについては、この限りでない。

イ 開発区域の面積が1ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為の場合、300平方メートル以上の公園（予定建築物の用途が住宅以外のものである場合は公園等）を少なくとも1箇所以上設置するものとする。

(2) 集会施設の用に供する土地が必要となる開発行為の規模は、住宅の建築を目的とする開発行為で、予定建築物の計画住戸数100戸以上のものとする。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第25条 都市計画法第29条の規定による許可を必要とする開発行為について、同法第33条第4項の規定による戸建て住宅の敷地面積の最低限度は、160平方メートルとする。ただし、開発区域の面積が3,000平方メートル未満である場合又は開発区域の面積が3,000平方メートル以上で全体区画数の2割を超えない区画については、130平方メートルまで縮小することができる。

(開発許可を必要としない建築物の敷地面積の最低限度)

第26条 前条の規定によらない宅地開発における戸建て住宅の敷地面積の最低限度は、160平方メートルとする。ただし、規則で定めるところにより、最低限度を160平方メートル未満とすることができる。

第4章 開発等事業に係る紛争調整

(適用の対象)

第27条 この章における紛争調整の対象となる事業は、開発等事業とする。

(相談)

第28条 市長は、近隣住民又は事業者（以下「当事者」という。）の一方から開発等事業に関し相談の申出があったときはこれに応ずるものとする。

(あっせん)

第29条 市長は、当事者の双方から紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合、相当の理由があると認めるときは、あっせんを行うことができる。

3 前2項の申出は、規則で定める期間内に行わなければならない。

4 市長は、あっせんに際して、紛争の当事者があっせんの場に出席しない場合は、出席することを勧告することができる。

5 市長は、紛争の当事者双方の主張を確認し、紛争が公正に解決されるようあつ

せんに努めなければならない。

6 市長は、当事者及び工事施行者から意見を聴き、又は必要な説明を求めることができる。

7 市長は、前項の規定に従わない当事者には、従うよう勧告することができる。

8 あっせんに要する標準の期間、あっせんの期日その他あっせんに関し必要な事項は、規則で定める。

(あっせんの終結)

第30条 市長は、あっせんの結果、当事者の双方が合意に達したとき又は当事者の双方が紛争調整の申出を取り下げたときは、あっせんを終結するものとする。

2 市長は、当該紛争について、あっせんによる紛争解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

3 市長は、あっせんを打ち切る場合、書面にて当事者双方に通知するものとする。

(調停への移行)

第31条 市長は、前条第2項の規定によりあっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、当該紛争を次条の知立市開発等事業紛争調停委員会の調停に付すよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告をした場合、当事者の双方が勧告を受諾したときは、調停に付すものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、当事者の一方が第1項の規定による勧告を受諾しない場合においても、相当の理由があると認めるときは、調停に付すことができる。

4 市長は、前項の場合、勧告を受諾しない当事者の一方に対して、調停に付す旨、書面にて通知するものとする。

(調停委員)

第32条 開発等事業に伴う紛争の調停を行うため、知立市開発等事業紛争調停委員（以下「調停委員」という。）を置く。

2 調停委員は、市長から付された紛争の調停を行うほか、市長の諮問に応じ、紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査審議する。

3 前2項に定めるもののほか、調停委員に関し必要な事項は、規則で定める。

(調停)

第33条 調停委員は、紛争の当事者が調停の場に参加しない場合は、出席することを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない当事者を、規則に定めるところにより公表することができる。

3 調停委員は、当事者又は工事施行者から意見を聴き、又は必要な説明を求めることができる。

4 調停委員は、前項の規定による要求に従わない当事者又は工事施行者に、従うよう勧告することができる。

(調停案の受諾の勧告)

第34条 調停委員は、必要に応じて調停案を作成し市長に報告した上、紛争の当事者に対し、相当の期間を定めてその受諾を勧告することができるものとする。

2 前項の規定により勧告を受けた当事者は、その諾否を調停委員に回答しなければならない。

(調停案の履行義務)

第35条 前条第1項の規定による勧告が行われた場合において、紛争当事者の双方が当該勧告に係る調停案を受諾したときは、紛争当事者は、これを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

(調停の細則)

第36条 前5条に定めるもののほか、調停に要する標準の期間、調停の期日その他調停に関し必要な事項は、規則で定める。

(調停の終結及び打ち切り)

第37条 調停委員は、当事者の双方が合意に達したとき又は調停委員が作成した調停案を当事者の双方が受諾したときは、調停を終結する。

2 調停委員は、調停の続行が困難と判断したとき又は調停委員が作成した調停案に当事者の一方が応じないときは、調停を打ち切ることができる。

3 調停委員は、調停を終結し、又は打ち切った場合は、その経過及び結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(工事着手の延期又は停止の勧告)

第38条 市長は、相談、あっせん又は調停のために必要があると認めるときは、事業者に対して、期間を定め工事の着手の延期又は停止を勧告することができる。

(手続の非公開)

第39条 相談、あっせん及び調停の手続は、公開しない。

(公表の措置)

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する当事者について、その氏名又は

法人の場合はその名称及び該当事項を公表することができる。

(1) 第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により行うあっせん又は第 31 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により行う調停について、正当な理由がなく応じない当事者

(2) 第 30 条第 1 項の規定により当事者の双方が合意した事項、第 37 条第 1 項の規定により当事者の双方が合意した事項、受諾した調停案その他あっせん又は調停の手續において当事者の双方が合意した事項を、正当な理由なく履行しない事業者

第 5 章 雑則

(事業の継承)

第 41 条 譲渡、相続、法人の合併若しくは分割その他これに準ずる方法又はその他の事情により開発等事業又は当該開発等事業に係る設計、監理、工事等の業務を継承した者は、事業者又は工事施行者の地位を継承するものとする。

2 前項の規定により事業者又は工事施行者の地位を継承した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(勧告)

第 42 条 市長は、事業者又は工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者又は工事施行者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 11 条に規定する安全対策計画書に違反して開発等事業を行ったとき。

(2) 第 14 条第 1 項に規定する事業協定の内容に違反して開発等事業を行ったとき。

(3) 第 16 条第 3 項に規定する着手届を提出せずに開発等事業に着手したとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(命令)

第 43 条 市長は、事業者又は工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者又は工事施行者に対して開発等事業に係る行為の停止を命じ、違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(1) 前条に規定する勧告に従わずに開発等事業を継続して行ったとき。

(2) 第 7 条第 1 項に規定する事業計画書又は第 13 条第 1 項の規定による協議書を提出せずに開発等事業に着手したとき。

(3) 第 14 条第 1 項に規定する事業協定を締結せずに開発等事業に着手したとき。

(公表)

第44条 市長は、事業者又は工事施行者が、第42条に規定する勧告又は前条に規定する命令に従わない場合は、事業者又は工事施行者に通知したうえで、事業者又は工事施行者の氏名若しくは法人にあってはその名称、違反内容その他の事項を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめその事業者又は工事施行者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入検査等)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な範囲において、事業者又は工事施行者に対し、報告又は資料の提出を求め、市職員を開発等事業区域に立ち入らせ、工事その他の行為の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により開発等事業区域に立ち入ろうとする市職員は、身分証を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(公共施設等の整備及び協力)

第46条 事業者は、当該開発等事業に伴い必要となる公共施設等を規則で定める基準に基づき、自らの負担と責任において整備しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより整備に代えて金銭により負担させることができる。

2 事業者は、前項に規定するもののほか、公共施設等の整備の推進を図るために行う市の施策に協力するよう努めなければならない。

(公共施設等の引継ぎ)

第47条 前条第1項の規定により、事業者が設置した公共施設等の引継ぎについては、事業者と公共施設等を引き継ぎ管理することとなる者との間で協議しなければならない。

2 事業者は、公共施設等の工事が完了したときは、速やかにその管理することとなる者に、これを引き継がなければならない。

(国等の特例)

第48条 国、地方公共団体その他規則で定める団体（以下「国等」という。）が開発等事業（次条各号に該当するものを除く。）を実施しようとする場合における第2章及び第3章の規定の適用については、市長と国等が協議して定めるものとする。

(適用除外)

第49条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する事業については適用しない。

- (1) 都市計画事業として行われるもの
- (2) 都市計画法第29条第1項第11号に規定する非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- (3) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定める行為
- (4) 市が行うもの
(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第51条 第43条第1号(第42条第4号に係るものを除く。)から第3号までのいずれかに該当し、かつ、同条の規定による命令に従わずに開発等事業を継続した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為を行ったときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、知立市行政手続条例(平成9年知立市条例第43号)に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って既にこの条例に基づく手続と同様のものが行われたと市長が定める開発等事業(同日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更のみをして実施されるものに限る。)については、この条例の規定は適用しない。ただし、この条例の施行後1年以内に開発等事業に着手しない場合は、この限りでない。